

# 大老井伊直弼の立場

朝 森 要

## (一)

我が鎖国の祖法を墨守して、ほとんど国際場裡に孤立して鎖国の夢を貪っている間に、世界の状況は大きく変転して、最早や鎖国を固守し得ない段階へと時勢は移って行った。しかし、この鎖国体制の維持も江戸後期にいたって漸次多難となりつつあったが、この体制を全面的に打破り、日本を世界史の狂瀾怒濤の中に投じたのは、ほかならぬ嘉永六年の米国使節マシユウ・カルブレイス・ペリーの来航をその端緒とする。

従来より著名諸侯との接近によって、漸進的に協調政策を執りつつあった時の老中筆頭阿部伊勢守正弘は、ペリー来航に際し決然協調政策を明白にし、米国国書受否につき諸侯・有司に諮問して衆議制の端緒を開くと共に、外艦来航の状況につき朝廷に奏聞した。かかる一連の政策は、一時的には当面の外交問題を糊塗することに成功はしたものの、やがては公家の政治関与、雄藩の中央政界進出、処士

横議の端緒となり、幕末の政治状況を益々複雑化せしめた。

阿部正弘によって維持されていた協調政策は、正弘が安政四年三十九才の若さで没するとたちまち破綻し、幕閣のヘゲモニーを争う大名勢力間の抗争として表面化した。正弘の協調政策に乗じて、著しくその勢力を伸長した幕政改革派たる大廊下詰大諸侯の代表的人物の越前藩主松平越前守慶永、大広間詰外様国持大名の代表的人物の薩州藩主島津薩摩守斉彬等と、あくまで幕府独裁を保持しようとした溜間詰の代表的人物たる彦根藩主井伊掃部頭直弼をはじめとする譜代大名との間に激しい対立が、將軍継嗣問題を契機としてかもし出された。

時の十三代將軍家定は資質凡庸で、ペリー来航以後の難局を処するだけの人物でなく、その上病弱で世嗣の子がなかったため、速かに世嗣を決定し、幕政の刷新を図ろうとする運動が起った。もともと慶永・斉彬間に斉昭統帥による時難克服の要望があり、ペリー来航を機に実現を図らん

として失敗に終るや、その焦点は將軍繼嗣に移った。かかる推移は恐らく、永江氏の論ぜられる如く安政三年の初頭になされたと思われる。<sup>③</sup>

当時、英明の聞えの高い前水戸藩主徳川斉昭の第七子一橋慶喜を繼嗣として擁立せんとした慶永・斉彬等のいわゆる一橋派の運動は、安政三年の冬には可成の進展をみたが、翌四年十月、米國総領事タウンゼント・ハリスの江戸出府を機として、慶永・阿州藩主松平阿波守斉裕は連署して幕府に公然と慶喜繼嗣を建議し、十二月には、斉彬が、人心の統一必要のおりから將軍繼嗣決定の急務であることを述べ、器量・年令・人望の点より慶喜を適當とする旨を建議した。<sup>④</sup>

慶喜繼嗣には斉昭に対する反感から大奥をはじめ諸侯の間に強い反対があり、その上、直弼は、

天下の治平は大將軍御威徳に有之事にて、賢愚に而已有之儀にては無御座候、是実に皇國の風儀にして、外国と異なる処に候、然るに今御血脈近き御方をおきて、発明の方にと申候は、外國流にして、正統を可尊信皇國之風儀には無之。<sup>⑤</sup>

と血統の上から紀州藩主徳川慶福を擁立し、大奥の支持を得て南紀党の勢力は幕府内に隠然たる勢力を占めた。勿論この繼嗣問題には、

此節柄に付明君を立可申と、下より上を撰み候は、全く唐風と申者、況や我身之為に勝手け間敷、御撰出申訳曾

て無之事、不忠之至りに候。<sup>⑥</sup>

と直弼の指摘する如く、一橋党のねらいの主眼が、自派に好都合な將軍を推載し、幕政に参与する手掛を求めた事にあったことは注目される点である。<sup>⑦</sup>

〔註〕

① 家定は病身で、「中々半時片剋も御安座被遊儀相成難申、不断頭震擧拘之御様子ニ被為在、御言語も逆も明朗には御発し被遊がたき由」という状態であり、ハリス國書奉呈の時將軍換魂の儀さへあった。

（景岳会編『橋本景岳全集』上巻三七八頁）

ハリスは國書奉呈の時の様子を次のように記している。

「短い沈黙ののち、大君（筆者註家定）は自分の頭を、その左肩をこえて、後方へぐいっと反らしはじめた。同時に右足をふみ鳴らした。これが三、四回くりかえされた。それから彼は、よく聞える、氣持のよい、しつかりした声で次のような意味のことを云った。（以下略）

（M. C. Cosenza: 'The Complete Journal of Townsend Harris, New York, 1930）

② 邦訳坂田精一訳『ハリス日本滞在記』下七五頁（岩波文庫）斉昭起用をはじめ阿部正弘に推挙したのは、正弘と姻戚關係にあった慶永であった。嘉永六年六月六日正弘に、「駒込水戸前中

納言殿には非常の御方故、密に御呼寄御承りにても、御出被成候而も御相談御尤に奉存候」と、ついで同月二十三日、「此人（筆註斉昭）をして西城公之御羽翼に被充候は、やむ事なくんば官列候は不及申、士民所嚮を得、猶更安堵可致は必定と奉存候」と書き送り斉昭の起用を勧説した。

(中根雪江著『昨夢紀事』上巻九、三二頁)

⑧ 永江新三稿「所謂一橋派の性格について」日本歴史六五

『昨夢紀事』嘉永六年七月二十二日の將軍繼嗣に関する越・薩兩藩主合議の項は斉彬が同年五月二日江戸を発して帰国の途についている点からして、この時期には在国中であつたと考えられるから誤であろう。

④ 『昨夢紀事』上巻五六八—五七三頁

「建言拾遺」(蘆田伊人編『松平春嶽全集』第二巻二三五—二三八頁)

⑤ 『昨夢紀事』上巻七一八—七二〇頁

⑥ 島田三郎著『開国始末 井伊直弼伝』附録 四六頁

⑦ 慶福は家慶の弟前紀州藩主斉順の子で血縁において最も近かつた。

⑧ 安政五年二月二十六日長野主膳宛直弼書翰

一橋派の実質的中心人物たる橋本左内の幕政改革の構想は

「第一建儲、第二我公(筆注慶永)・水老公(筆注斉彬)・薩公(筆注斉彬)位を国内事務宰相の専権にして、肥前公を外国事務宰相の専権にし、夫三川路・永井・岩瀬位を相添、其

外天下有名達識之士を、御儒者と申者にて、陪臣処士ニ不拘撰挙致し、此も右専権之宰相ニ派別ニ致し附置、尾張(松平相模守)因州を京師之守護ニ其指添ニ彦根(井伊彌太郎)・戸田位、蝦夷(宇和島城主)・土州侯位相遣し、其外小名有志之向を挙用」(下略)ひるといふ、即ち第一に慶喜を將軍繼嗣に擁立し、第二に有力大名の参加による幕府の改造、人材の登用という点にあつた。(『橋本景岳全集』上巻五五四頁)

(二)

この間、日米和親条約に基ずき下田に着任したハリヌは、巧みに英仏等の將に迫り来たらんとすることを警告するとともに、米国の東洋方面に領土的野心のなきことの説得をもつて、時の老中筆頭堀田備中守正陸に迫り、日米修好通商条約の締結を要求した<sup>①</sup>。幾度もこの談判を重ねた末、安政五年正月十二日日米修好通商条約は決定し、三月五日に調印されることとなつたが、この調印をめぐる事態は頗る紛糾するにいたるのである。

正陸は特に「人心不居合」の状況にかんがみ、条約勅許により「人心一和」を図らんとし、自から勅許奏請のため上京することとなつた。正陸は繼嗣問題が複雑化している状況にかんがみ、上京前にこの問題を解決しようとし、幕議を開き、慶福を推薦することに内定し、將軍の内意を得、帰府後これを公表することとした<sup>②</sup>。よつて慶永等は慶福内定のことを知らず、正陸が勘定奉行川路左衛門尉聖謨・目付岩瀬肥後守忠震を従え、安政五年二月五日入京後も、慶喜擁立の運動を続けた。これより先、同年正月、斉彬は將軍家定夫人(斉彬の養女)を通じての運動が失敗の現在、朝廷に頼るほかなしと考へ、左大臣近衛忠熙・内大臣三条実方に書を送り、繼嗣選定の内勅降下の周旋を請うた<sup>③</sup>。

正陸は入京後、条約問題につき朝廷臣間にその諒解を求めたのであるが、容易に勅許を蒙ることを得ず、三家以下諸大名の意見を徴したのち奏議すべきの勅旨が下つた。

この時にあたって、直弼は元来九条家と関係が深かった  
で、家臣長野主膳義言をして関白九条尚忠に説かしめるに  
いたって、開港の件は、漸く関東御委任との勅答に決せん  
としたが、近衛忠熙・三条実万をはじめとして多くこれに  
反対したので、ついに

墨夷之事、神州の大患国家之安危に係り、誠に不容易、  
奉始神宮御代々へ被為対、恐多くも思召、東照宮以来の  
良法を变革之儀は、闔国人心之帰向にも相拘り、永世安  
全難量、深被悩叙慮候、尤往事、下田開港の条約不容易  
候上、今度仮条約之趣にては御国威難立被思召候上、諸  
臣群議にも今度之条々殊に御国体に拘り、後患難測之由  
言上、猶三家以下諸大名へも被下台命、再応衆議の上可  
有言上被仰出候事、

との勅旨が下り、ついで今度の条約は許容され難く、兵端  
を発する事情も止む得ずとの御決答あるに及んで、正陸の  
努力はまったく水泡に帰した。

この間、正陸は老中筆頭の面目にかけて、如何なる手段  
によってもこの問題を解決せんとした。今までその立場  
上、とかく紀州推戴に傾かんとした正陸もすべての情実を  
捨てて、京都に気受けのよい慶喜を継嗣に推載すべき勅旨  
を受け、よって幕府の信用を回復し、条約勅許の再議を乞  
わんとした。川路聖謨も正陸の意を受けて青蓮院宮尊融法  
親王に入説し、幕府と朝廷との意見の一致をこのことにか  
けようと図った。また慶永の家臣橋本左内も、はじめ主君  
の命によって將軍継嗣問題を有利に導くため、正陸の使命

を援護すべく京都に派遣されていたが、ここにおいて決然  
一橋擁立の入説をなすに決し、青蓮院宮をはじめ前関白鷹  
司政通・右大臣同輔胤・左大臣近衛忠熙・内大臣三条実  
万・内大臣一条忠香等の賛成を得、聖断を仰ぎその御裁可  
を得た。はじめ勅旨は年長・英傑・人望なる者を継嗣との  
ことであったが、紀州藩附家老水野土佐守忠央の意をもつ  
て長野主膳等が周旋して、紀州を立てるの論が頻りに行わ  
れ、九条関白の独断によって

急務多端之時節、養君御治定、西丸御守護、政務御扶助  
ニ相成候ハ、御にぎやかにて御宜被思食候

と三条件の語が削除され、わずかに正陸の要請により張紙  
にて、「年長之人を以」の字句が追加されたにすぎず、そ  
の内容は著しく曖昧なものに変えられた。これが後、直弼  
の慶福擁立強行の原因となった点は注目される。

上述のように正陸は勅許を仰ぐために上京したのではあ  
ったが、予期に反して勅許は得られず、むしろ継嗣問題に  
ついての内勅が下ったのである。かくて正陸は失意のうち  
に、四月五日京都を退去したのであるが、その失敗の理由  
は次のような事情に基づくものであった。公卿の多くは、  
海外の氣勢に暗く外国人と接することを好まず、一旦開国  
通商を行えば神州の地を汚さるべしとの迂遠な考えを、文  
字通り信じていたのである。ところが外交処置に関する公  
卿の意見は、三公・撰家・議奏・武家伝奏等の名門の責任  
ある地位にある人々のなかで、大納言二条斉敬を除く外は  
条約調印拒否の意見を述べた者はなく、条約勅許に関する

限り、その多くが反対したのは、公卿が単なる攘夷論に捉われたためではなく、常に外国使臣の威圧の前に屈し、彼等の主張に追随しているという幕府の対外折衝の態度に不満の念を有していたこと、および条約勅許問題と継嗣問題が相錯綜し、幕府および諸侯が二派に分れて京都手入を行ったことが、更に廷臣の態度を硬化せしめた点にあった。その他、正睦の上京中における失態も問題の解決を困難ならしめていた。

正睦の帰府により、条約勅許なき事情が明らかとなったので、正睦帰府の翌日たる四月二十一日老中以外この対策につき評議を行ったが、今更米国との条約調印を破棄することも出来ず、さりとて勅許もないのに容易に調印する訳にもいかず、その処置にほとんど困却し、衆議は一決しなかつた。⑩こえて同月二十三日南紀党の大奥への策動と老中松平伊賀守忠固の奔走により、世人驚異のうちに、直弼は突如として大老職に就任した。この前日水野忠央と姻戚関係にある御徒頭葉師寺筑前守元真は、直弼をその邸に問うて、水戸老公が現將軍を押込め、慶喜をその後を立て、老公自身権威を振わんとしているとのいわゆる水戸隠謀の説を告げ、もって直弼の蹶起を促すところがあった。直弼は大老に任命されると直ちに、老中・若年寄・海岸掛諸役々と調印につき評議を行い、結局、

一時姑息の権策を以、調印延期之談判に及び、彼（筆註ハリス）か急迫之督促を緩め、後日之処置可有之。

と衆議を一決し、ハリスとの交渉により条約調印期日を延

期し、もって時を稼ごうとした。

かくして、直弼は先に正睦が京都よりもたらした勅書を公示し、諸侯の調印問題に関する意見を開港賛成にまとめ、もって再び調印の勅許を得んとした。⑪諸侯の意見を求めたところ、在府大広間詰諸侯は幕府の方針に同意を示した。これに対し御三家のうち、水戸中納言慶篤は調印の不可を論じ、斉昭は夷狄の願望に任せて祖法を変更するのは、忠孝の道に反すと述べ、尾張中納言慶恕は公武一和の実を挙げべしとの趣旨のもとに朝旨を遵奉すべきを唱えて、反対を表明した。⑫五月末には、諸侯の答申書のうち、未提出のものは慶永等二・三の諸侯にすぎなくなつたので、將軍の命によって慶福を継嗣とする内議を進めていた直弼は、継嗣確定の時期到来と考え、安政五年六月朔日三家・両卿・溜間詰大名に、

御筋目之内より、御養君可被遊

との内意を示し、翌日この旨を朝廷に宿次奉書をもって内奏した。この時その名が秘せられたのは、発表により物議の沸騰するのを恐れたためであった。

これより先、一橋派の主張およびその運動をもつて一種の陰謀と考えた直弼は、松平忠固とともに一橋派有司の黜陟を行い、大目付土岐丹波守頼旨を大番頭に、勘定奉行川路聖謨を西丸留守居の閑職に、目付鶴殿民部少輔長鋭を駿府町奉行に、京都町奉行浅野和泉守長祚を小普請奉行に転ぜしめた。

〔註〕

① 丸山国雄稿『幕府末期』(日米文化交流史第一巻総説・外交編所収)

② 慶喜の後年における次の談話は、この間の事情を良く示している。

「もと関東へ御任せになつて居る。政務委任の御任せになつて居るのだから、こゝは国を開かなければならぬといへば、国を開いてしまつて宜いのだ。国を開いてしまつて、朝廷へ斯う／＼致したと言へばそれで宜い。然る処が幕府が弱かつたのだね。外のことは違ふ。皇国一体に係ることで、もうどういふことがあつては我々が済まぬから、朝廷の思召を伺ひたい。それは朝廷の許可を得た上ですれば人心も折合ふし、又何かあつても我々の言訳も立つといふやうな、弱い処から伺つたのだね」(下略)

〔昔夢会筆記〕洪沢栄一著『徳川慶喜公伝』巻五所収) 安政五年一月五日井上信濃守清直はハリスを訪問し、次のように述べている。

「都への使節はミカドの承認を得ることに成功するであろう。そしてその承認が布告された時に、大名の反対は止むであらう。」そして井上は、続けて一八名の大名のうち四名が条約に賛成であり、四名は反対であり、三〇〇諸侯のうち一〇〇名中の三〇名は賛成で、残りは反対であると、しかし彼等も天皇の意見が布告された時、それに従うであろうと述べている。

(坂田精一訳『ハリス日本滞在記』下一七二—一七三頁) なおこの時分はまだ正睦は江戸にあって、上京の準備に忙殺されていた頃であつた。

③ 安政五年二月二十六日長野主膳宛直弼書翰

④ 『昨夢紀事』上巻 七二—七三頁

⑤ 『照国公文書』(『徳川慶喜公伝』巻五所収)

⑥ 維新史学会編『幕末外交史料集成』第三巻「修好門」五一—六頁

⑦ 文部省編『概観維新史』一九七—二〇一頁

⑧ 内藤恥叟口授『開国起原安政紀事』一八六—一八九頁

⑨ 『橋本景岳全集』上巻 八一—〇頁

⑩ 『橋本景岳全集』上巻 八三九—八四〇頁

条約調印に対する朝旨は戦を賭しても拒否すべしとの強硬なものであつたが、この時伝奏・議奏より正睦に口上にて伝えられたところによると

「主上は少も戦争などの思召は決して無之、只条約も不致戦争も不致仕方は有之間敷。一体関東の御処置にも元より思召も不被為在、又人心折合之儀も御任せ可然思召候へども、とかく御案内物騒く困候。」

とのことであつた。

⑪ 『橋本景岳全集』下巻八八—四頁)

⑫ 徳山国三郎著『松平春嶽公』一〇七—一〇八頁

⑬ 『橋本景岳全集』上巻七六—九頁

⑭ 徳山国三郎著『松平春嶽公』一〇八—一〇九頁

⑮ 『安政紀事』一九三頁

徳川公爵家編『水戸藩史料』上編坤七—二頁

この時伝奏が口頭をもつて正睦に教旨は年長の人にあらせらるると伝達したので、正睦は口頭の趣を附箋することを要請し、伝奏は「付札口上を以て申述」、「大樹公御世子あらせられ候やいかが」、「年長の人を以」と附箋した。

(徳山国三郎著『松平春嶽公』一一〇頁)

14 丸山国雄稿「幕府末期」(日米文化交流史第一巻総説・外交編所収)

諸藩の京都手入は、藩主と朝臣との姻戚關係を頼って行われたが、この間にあって池内大学・三國大学等公家家臣の活躍があり、梅田雲浜・梁川星巖等の浪人もさかんに活動した。

15 正睦の数々の失態は、縉紳家に「堀田は論不足、そこ／＼に致し追返す」べしとの考えをいだかせるにいたった。

(『橋本景岳全集』上巻七二七頁)

16 『維新外交史料集成』第三巻 五二七頁

17 『昨夢紀事』下巻 三〇八—三一〇頁

一橋党は状勢を有利に展開しようとして、慶永を大老職に補任しようとしたが、將軍は「家柄と申、人物といい、井伊家を指置、越前家へ可被仰付義如何」と断然、井伊を大老に指定したので、ここに直弼の登場となった。

(安政五年五月九日 長野主膳宛宇津木六之丞書翰)

18 公用方秘録

19 『華新外交史料集成』第二巻 五二七頁

20 『昨夢紀事』下巻 三一五—三一八頁

21 『安政紀事』二〇六—二一〇頁

『水戸藩史料』上編坤 九九—一〇一頁

22 安政五年五月三日 長野主膳宛直弼書翰

23 『昨夢紀事』下巻 四四三頁

24 文部省編『概観維新史』二三三頁

(三)

堀田正睦の条約調印勅許の失敗により、三カ月後の安政

五年七月二十七日まで延期された条約調印問題は、はからずも早急に調印されなければならない事態にたちいたった。六月十三日米艦一隻が下田に入港し、アロー戦争の結果、清国が屈服し天津条約を結び、英・仏連合軍が余勢をかって近く日本を訪れ、条約調印を迫るであろうことをハリスに報じた。ついで十五日米艦一隻、翌十六日露艦一進が入港し、清国の情勢が確認された。

ハリスは英・仏艦隊の来航に先だつて条約を調印し、もつて幕府に対する米国の国際的威信を示そうと決心し、ポーハタン号に搭乘して小柴沖に來り、幕府にこれを報じ応接委員との会見を求めた。幕閣は大いに狼狽し、取りあえず、下田奉行井上信濃守清直・目付岩瀬肥後守忠震を派遣して応接せしめた。ハリスは速に英仏連合艦隊の来航以前に条約に調印し、もつて英・仏兩國の要求を抑制することの得策であることを勧説した。<sup>③</sup>

十九日兩人は神奈川より帰府してこれを復命し、その指揮を請うた。幕府は三奉行を始め有司を召集して、勅許を俟たないで調印することの可否について評議した。直弼は勅許なくして調印することの不可を主張し、その延期を主張したが、これに賛意を表するもの若年寄本多越中守忠徳ただ一人で、老中松平忠固を始め、何れも英・仏連合艦隊の兵威に屈して調印するよりも、むしろハリスの提言に依つて清直・忠震に、

如何様にも骨折、天朝へ御伺濟ニ相成候迄引延し候様

にと命じ、井上が、

不及是非節ニハ、調印可仰付哉

と反問したのに対し、大老はその節はやむ得ないが、成丈  
げ延期につとむべしとして、これを容認した。岩瀬は是非  
引延しの覚悟にて応接いたすべしと答え、再び兩人は神奈  
川におもむき、ハリスと会見の上、英・仏が貴国にどんな  
難題を申込むとも必ず調停斡施の上、日本条約に準拠せし  
むとの公文書を得て、かねて議定していた日米修好通商条  
約十四ヶ条・貿易章程七則に調印した。<sup>①</sup>

直弼は上述のように大勢におされて、やむなく早期調印  
にふみきつたのであるが、かねて七月末の調印期日には必  
ず調印しなければならぬと考へ、もし勅許が得られない  
事態にたちいたれば、これを専断しようとの意向を持ち、  
その旨を在京の主膳に伝えて周旋せしめていた。思うに大  
老が成丈に勅許を得るまで調印を延期しようとしたのは、  
九条閔白の努力によって勅許を得ることが必ずしも不可  
得ないと信じ、それに頼ることによって調印後の紛擾を避  
けようとしたことであつたと考えられる。事実後述するよ  
うに大老の措置が違勅として問題になるのは、決して勅許  
を俟たずして調印をなしたという事そのものだけにあるの  
ではなく、一橋派によって將軍継嗣問題に附随的な問題と  
して、違勅が論じられたという点にある。

直弼の

勅許を待ざる重罪は、甘んじて我等老人に受候決意<sup>②</sup>

との苦衷を軽視して、井上等の全権委員が易々と調印した

行為には批判の余地がある。全権委員が調印延期の交渉  
にあたつて、どの程度の努力を払つたかは不明であるが、  
神奈川出張にあつて岩瀬が、松平慶永に書を送つて、米  
官吏が調印を懇願するのに便乗して、英・仏軍艦の入津前  
に調印するのは最も好機会であり、もし優柔不断にして英  
・仏の武力に屈すれば、大辱はなほだしいものであるの  
に、なを媿々の論があつて応接者として、殆んど困惑して  
いると述べていることから考へて、その折衝は頗る軟弱で  
あつたと思われる。

かくて条約の調印を完了したとはいへ、大老は勅許によ  
つて積極的に開港しようとした開港論者ではなかつたので  
あり、当時の状勢として、幕府の最高責任者としてやむな  
しとした排外攘夷論者であつたといえよう。將軍継嗣問題  
にみられる如く賢明よりも血脈を重んじ、これをもって皇  
国の風儀としている点や、喜永六年の幕府の諮問に対する  
第一回の答申書の中で

皇国は古今之習俗義勇節烈を士大夫之職分と心得、金銀  
財貨は商賈之業といやしめ、富有を不羨風俗万国に傑出  
せし処二而、蛮夷之日夜損益利害を常談と致<sup>③</sup>

と論じ、それをやや修正した第二回の答申書である別段存  
寄書も、御朱印船を復活して、日本の無用の品を積込み、  
和蘭会所咬啗吧の商館へ遣わし、交易を行い、その富をも  
つて武備を充分に整へ、勇威を海外に振うべきを主張して  
いわゆる出貿易を説いたが、それも、

暫く兵端を開、年月を経て必勝万全を得る之術計



としてであり、また、

此方より先んじて仕掛置候ハ、時宜ニより何時にても御制禁ニ成候ハん事寛永度之如く、兎角彼を寄せ付けざる処良策

としてであり、その交易の仕方も和蘭を通じて行わしめるというにあり、これは米・露等を我国に近づけないための鎖国主義よりする謀略的空論ともいべきものであった。

かかる直弼の主張は、当時拒絶論を唱え攘夷論者の首領的存在ともいべき斉昭の主張とその結論において、一見相反しているようでありながら、経済や貿易に関する全く時代遅れの考え方や、また庶民の動向を危惧している点などでは全く共通しているのである。

大老の排外思想が安政五年の通商条約調印の時でさえ変わっていなかったことは、阿部正弘によって創立された蕃書調所が、大老在職中著しく衰微し、その頭取古賀謹一郎をして、「最早洋学の運は尽きたり」と嘆息せしめ、また當時外国奉行附属の訳官であった福地源一郎の伝えるところによると、幕吏中の開国論者は、桜田門外の変において大老の死せるを聞き、何れも皆愉快々と叫び、一人としてこの変を憂い悲しむ者はなく、中には、これは開国の氣運を旺盛ならしむる兆であるといつて、頗る得色があったという<sup>⑩</sup>ことにも、直弼の西洋文化を好まなかった保守的思想が、うかがわれる。

〔註〕

① 『幕末外交史料集成』第三卷 五三七—五三八頁

② 『大日本古文书幕末外国関係文書』之二〇 四六一—四六二

③ 『維新外交史料集成』第三卷 五三八—五三九頁

④ 『幕末外国関係文書』之二〇 四六八—四七二頁

⑤ 公用方秘録

⑥ 『幕末外交史料集成』第三卷 五四一—五四八頁

⑦ 『幕末外国関係文書』之二〇 四七四—四九三頁

⑧ 安政五年五月三日 長野主膳宛直弼書翰

⑨ 公用方秘録

⑩ 『橋本景岳全集』下巻 九五三—九五四頁

⑪ 『幕末外国関係文書』之二 七四—七六頁

⑫ 『幕末外国関係文書』之二 二五五—二五九頁

⑬ 井上清著『日本現代史』I 明治維新 一一〇頁

⑭ 田辺太一著『幕末外交談』九三頁

⑮ 石井孝稿「誤解されたる井伊直弼」歴史学研究 八ノ五

(四)

これ以後、条約無効許問題をめぐって朝幕間の対立はいよいよ激化し、朝廷はいうまでもなく、一橋派諸侯はこぞって井伊大老の専断を非難するにいたった。

安政五年六月二十二日、幕府は在府諸侯に総登城を命じ、久世大和守広周よりやむ得ず調印したことを告げ、三家にはその老臣を召して、この旨を伝達せしめた。

先に直弼は継嗣に慶福を立てる考えで、先例を盾として単に建嗣のみ京都に伺って、その人物にふれなかったの

であるが、この日、建嗣の儀について、

御尤之御事、目出度被思召旨御仰出候。

との勅允が京都より達したので、井伊大老は思い通り、將軍の旨を伺い、六月二十五日をもって慶福立嗣の旨を公表するに決した。翌二十三日には、先に登城停止を命じていた堀田正睦・松平忠固を罷免し、前掛川藩主太田備後守資始・鯖江藩主間部下総守詮勝・西尾藩主松平乗全に老中として再勤することを命じ、幕閣の改造を行い体制を強化した。

条約調印を知った斉昭・慶篤父子、慶恕、慶永は、大老の公用人宇津木六之丞の慇懃した如く、同月二十四日不時の登城をなし、直弼の違勅を責め、ついて立嗣の仲におよび、慶恕は年長の継嗣を立てることは朝旨であるから、慶喜を立てれば朝廷にも御満悦なされ、調印のことも聴許されるであろうと主張した。直弼は継嗣のことは將軍の思召であると主張し、明日その発表がある旨を告げた。斉昭はなをやむなき事情とはいえ、調印のことは朝旨にも違う故、しばらくその勅允のあるまで、継嗣公表の件を延期して謹慎すべき旨を勧説し、最後に慶永を大老に任ずべきを力説したが、井伊大老等に悉く一蹴された。

前述の如く幕政改革派は、幕政参与への足掛りとしての継嗣問題を有利に展開すべく、調印違勅問題をとりあげているのであり、斉昭等は違勅問題を突破口として継嗣問題を有利に展開しようとしたことは、井伊大老との問答で明らかであり、それも否定されると幕政参与の最後の切札と

して、慶永の大老補任を要請したのである。

六月二十五日予定通り、慶福継嗣のことが公表された。時に慶福十三才、七月二十一日名を家茂と改めた。

孝明天皇は、幕府の無断調印の報を得て殊のほか逆鱗あらせられ、条約調印は「神州の瓊瑾」として讓位の旨を仰出された。関白等はこの聖諭を拝して、直ちに三家・大老のうち一人を召して、事情を尋問するに決した。

かねてから一橋派の勢力を糾弾し、もって幕府の権威を回復しようとしてその機会をねらっていた直弼は、不時登城は法規を犯すものとして、七月五日將軍の命をもって斉昭に慎を、慶恕に隱居・慎を、慶永に隱居・急度慎を、慶喜・慶篤に登城停止の処罰をそれぞれ命じた。危篤の状態にあった將軍家定は六日薨去したが、発喪は八月八日に行なわれてなされ、田安慶頼が將軍の後見となった。

三家・大老のうち一人上京せよとの召命が幕府にとどいたのは、斉昭等の処罰が発表された翌日であった。幕府はこれを断り、老中間部詮勝を上京さすことにした。しかし將軍薨去のため、その上京が遷延している間に、京都の状況は幕府にすこぶる不利に展開していた。すなわち一橋党の頽勢を挽回するため、薩州藩士日下部伊三次が上京し、水戸藩京都留守居鶴飼吉左衛門・幸吉父子に頼り、青蓮院宮・近衛忠熙・三条実万等に入説した結果、八月八日水戸藩に条約調印と大老の措置を非難したいいわゆる戊午の密勅が下り、ついで幕府側の九条関白も朝臣に排斥されて辞表を程出するのやむなき状態にたちいたった。

勅諭降下の真相を探究すべく直弼の命を受けて上京した長野主膳は、井伊大老排斥の空気が濃厚であることを知り、威圧的手段をもってこれを弾圧しようとし、京都所司代酒井若狭守忠義の公用人三浦七兵衛を通じて、

然る処此度悪徒遂本意、此上は跡御職之定り候期を俟て、水府・一橋殿に勅命を下し、諸役人を罪におとして私望十分之悪計を可施之結構頭然、不容易国家之一大事既に至候へは、早く悪謀之手先之者共を御召捕相成、此上之悪計を可防之御手段肝要と奉存候、此上無体之勅命等下り、関東へ朝敵之名を奉為負候ては不相濟義に候。

と梅田雲浜等の逮捕につきその決断を促し、また中仙道を上洛の途にある詮勝を美濃国醒ヶ井の宿陣に訪ね、建築するところがあつたので、詮勝は天津の宿陣に町奉行小笠原長門守を招いて秘策を授け、入京し旅館妙満寺に入るとその弾圧は本格化して来たが、これより先すでに近藤茂左衛門・梅田雲浜は逮捕されていた。弾圧は翌安政六年にかけて行われ、京都・江戸で多数の官・公卿・諸侯・有司・志士・浪士が処罰された。これが世にいう安政の大獄である。始め大老はその弾圧を志士だけにとどめて、朝臣におよぶことは、「公儀の御失徳を万代に流し候義」なるを理由として、成丈け未然に防うとしたのであるが、主膳および九条家家臣島田左近が、朝臣・志士等の行動を誇張潤飾して報道したので、ついにその態度を一変し、右の如き広範囲な弾圧を加えたのである。安政の大獄については、他日稿を改めて論じたい。

〔註〕

① 『昨夢紀事』下巻 五三九―五四〇頁

② 『昨夢紀事』下巻 五七〇、五八四―五八七頁

③ 『昨夢紀事』下巻 五五一頁

④ 『公用方秘録』

『昨夢紀事』下巻 五七一―五七九頁

『逸事史補』〔松平春嶽全集〕第一巻所収 二八六―二八八頁）  
なお慶喜は、定例の登城日にあたっていたので、この日登城した。

⑤ 文部省編『概観維新史』二五一―二五二頁

御沙汰書は次の如きものであつた。

「六月廿一日、老中奉書を以言上之儀ニ付、三家并大老之内  
早々上京可有之候様被遊度此旨、大樹公に被仰進候事」

〔幕末外国関係文書』之二〇 五九九頁〕

⑥ 『水戸藩史料』上編坤 一八四―一八五、一八九―一九〇頁

⑦ 『安政紀事』二三―三三七頁

『幕末外国関係文書』之二十一 一七一―一九頁

この勅諭はまた、

「彼是国家之大事に候間、大老・閣老、其他三家三卿家門列藩外様譜代共、一同群議評定有之、誠忠之心を以得と相正し、国内治平、公武御合睦、弥御長久之様、徳川家と扶助有之、内を整、外夷之侮を不受様にと被思召候、早々可致商議勅諭之事」  
と列藩合議に公武合体の旨が表明されている点は、注目される。

⑧ 『安政紀事』二四〇―二四一頁

⑨ 安政五年九月五日 三浦七兵衛宛長野主膳書翰

- ⑩ 徳山国三郎著『松平春嶽公』一四八—一四九頁  
⑪ 島田三郎著『開国始末』二五四—二五五頁

## 結 び

阿部正弘の著名諸侯との協調政策によって、著しく政界への進出をなした松平慶永等を始めとする諸藩連合勢力たる幕政改革派と、あくまで幕府独裁を維持しようとする井伊直弼によって指導される、溜問詰の保守勢力たる幕府独裁派との対立が、將軍継嗣問題と条約調印問題をめぐって激化したことによって、幕末の政争はますます複雑化せしめられた。

直弼の元老としての登場は、まさにこの時点を背景としたものであった。直弼は剛毅果斷・直情径行の人であったから、大老に就任するや短期間に、將軍継嗣問題、条約調印問題を一挙に解決した。しかし、これは後に安政の大獄および大老の暗殺となった桜田門外の変を誘発した。

大老は早期調印、即ち無効許調印に、大勢に押されてふみきったのではあるが、調印の最高責任者として、一橋派および尊王攘夷論者から、その責任を追求されることになった。

直弼が、抑も大政は関東へ御委任政を執る者、臨機の権道なかるべからず<sup>①</sup>

と主張する如く、幕府に庶政御一任という政治的慣例からすれば、なんら直弼は、その責任を問われるべきではな

った。また直弼の衆議を排しての慶福將軍擁立の強行にしても、法律上および先例上からしても、その措置は合法的であった。

しかるに、これらの諸問題が幕末政争上において重大問題化したのは、弱体化しつつある幕府を改革によって強化しようとした幕政改革派の進出、即ち、その手段として將軍継嗣問題、条約調印問題が、重大化したということであり、その焦点も將軍継嗣問題にあったということにある。条約調印問題が重大化したのは、あくまで將軍継嗣問題と相錯したためであり、政争に敗れた一橋派が、声を大にして直弼の違勅の罪を責めたがためであった。

直弼は、上述の如き政治状況下に出でて、その所信を貫き、それが故に仆れた悲劇の政治家といえよう。

### 〔註〕

- ① 『公用方秘録』  
② 大多数の諸侯の意見は、やむえない事情から出たにせよ条約調印に傾むいていた。

（勝安房著『開国起原』下 三三三—三三五頁、『海舟全集』第二卷）

成稿に当っては、横田健一教授より、蔵書拝借等色々御世話になりましたことを、ここに感謝いたす次第であります。